

## 石綿含有建材分析委託業務仕様書

### 1. 対象

建材全般を対象とする。(塗装材、吹付材、床タイル、ボード等成形板、ダクトパッキン、保温材など)

### 2. 分析方法

JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)、JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回析定量分析方法) 又は JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法) による。分析検体によって、適切な方法で分析すること。

なお、定量分析までを行うことを原則とするが、定性分析において含有が確認されない場合は定量分析を行わないこととする。

### 3. 検体採取及び受け渡し

検体の採取は、本市担当職員が行う。受け渡しについては、市役所本庁舎2階建築課にて行う。但し協議により郵送も可能とするが、送料は受託者負担(着払い等)とする。なお採取時期は受託期間のうち本市の都合により決定する。

### 4. 報告

検体を収受した日より14日以内とし、報告書を1部作成し、提出(郵送も可)すること。また、定性分析の結果をまずは電話、メールもしくはFAXにより報告すること。

### 5. 受託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

### 6. 単価契約

本委託契約は、1検体あたりの分析委託業務金額を契約する。消費税及び地方消費税に相当する額は別途加算する。

### 7. 支払い

分析結果報告書を提出し本市職員にて検査合格後、月末日を締めとして当月分析完了検体数分の金額を請求することができる。

### 8. 想定する分析検体数

上項の期間内における分析委託業務予定数は25検体である。但し、検体数が増減した場合でも1検体あたりの金額は変更しない。

### 9. その他

- (1) 委託業務内容に修正や変更が必要となる場合には、事前に本市担当職員と協議すること。
- (2) 受託期間内に法令及びJIS規格等の改正等があったことにより、本委託内容に変更が生じる場合は、委託金額や報告期間について協議すること。
- (3) 提出書類等の成果品のうち、著作権法に定める著作物に該当するものがある場合には、すべて本市に無償譲渡するものとする。
- (4) 委託業務の実施により知り得た情報は、本市担当職員以外の第三者に開示、漏洩または公表してはならない。